

令和8年度 第1回流山市交通安全対策会議 会議録

1 開催日時及び場所

- (1) 日時:令和8年4月30日 木曜日 午後3時06分～午後4時22分まで
- (2) 場所:流山市役所 第1庁舎 庁議室

2 出席した委員及び職員

(1) 委員

荒木 健一	(東葛飾土木事務所 所長)
石田 涼	(東葛飾地域振興事務所 所長)
新谷 和宏	(流山警察署交通課 課長)
吉田 瑞穂	(教育委員会 教育長)
西澤 靖人	(消防本部 消防長)
伊藤 紀幸	(市民生活部 部長)
富安 健司	(子どもみらい部 部長)
梶 隆之	(まちづくり推進部 部長)
福山 啓子	(公募による市民)
山川 敏枝	(公募による市民)
洞下 仁	(公募による市民)
石坂 榮史	(公募による市民)
藤原 春佳	(公募による市民)

(2) 職員

土木部長 染谷 祐治
土木部 道路管理課 課長 遠藤 康弘
土木部 道路管理課 課長補佐 柿沼 直
土木部 道路管理課 交通安全対策係 係長 木股 雄樹

3 配布資料

- (1) 資料1 第11次流山市交通安全計画
- (2) 資料2 第12次千葉県交通安全計画(案)
- (3) 資料2-② 第12次千葉県交通安全計画(案)第2編以降
- (4) 資料3 千葉県の計画(案)概要資料

4 議事

(事務局)

それでは、令和8年度第1回流山市交通安全対策会議を開始します。
はじめに、本日出席の市職員の紹介をさせていただきます。

— 職員紹介 —

申し遅れましたが、本日の進行をさせていただきます、道路管理課の柿沼です。

それでは、御手元の資料の確認をさせていただきます。

事前にお渡しした資料に不足がございました。

不足しておりました資料は、資料 1、流山市交通安全計画の目次、資料 2、第 12 次千葉県交通安全計画案の 81 ページ以降、第 2 編、鉄道交通の安全、第 3 編、踏切道における交通の安全です。

当該資料は目次、資料 2-2 として、本日御手元に配付させていただいております。

本日使用する資料は、資料 1、第 11 次流山市交通安全計画、資料 2、第 12 次千葉県交通安全計画案、資料 2 の 2、第 12 次千葉県交通安全計画案第 2 編以降、資料 3、千葉県の計画案概要資料、以上 4 点です。

今後の議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、会長にお願いするところですが、まだ会長の選任がされておられませんので、議題(1)の会長の選任までは、染谷土木部長に会長をお願いします。

(染谷仮会長)

改めまして土木部長の染谷です、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、会議を進行させていただきます。

まず初めに、本日の出席について御報告いたします。

本日の流山市交通安全対策会議委員 13 名のうち、全員 13 名の参加を頂いておりますので、委員半数以上の出席となっていることから、会議が成立していることを御報告させていただきます。

本日は、委員の初顔合わせでございますので、委員の皆様方にお手数ですが、簡単な自己紹介をお願いさせていただければと存じております。

では、荒木所長から順番に一言ずつお願いします。

— 自己紹介 —

(染谷仮会長)

皆さんどうもありがとうございました。

それでは次第に沿って進めさせていただきますと思います。

議題(1)の会長副会長の選出でございます。

本計画は、千葉県の計画に基づきまして策定することありますから、会長には、千葉県東葛飾土木事務所所長の荒木様に、また、副会長には、同じく千葉県東葛飾地域振興事務所長の石田様を御提案させていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

— 異議なしの声と拍手 —

それでは、異議がないようでございますので会長に改めて荒木様、副会長に石田様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会長が選任されましたので、ここで会長の交代をさせていただきます。

(荒木会長)

それでは、改めまして、会長に選任された荒木でございます、よろしくお願いいたします。

皆さんにいろんな意見を頂いて会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進行してまいります。

次に、議題 2 の諮問について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

本来であれば、市長より当会議へ諮問書を渡しているところですが、公務の都合により、市長の代理として、土木部長の染谷より、諮問書をお渡します。

(染谷土木部長)

流山市交通安全対策会議会長荒木健一様。

第12次流山市交通安全計画について括弧諮問、このことについて、流山市附属機関に関する条例第2条の規定により下記のとおり貴会議に諮問します。

1、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、主に交通事故を減少させることを目的に、昭和45年に交通安全対策基本法が施行されました。

千葉県では法に基づき、令和8年度から12年度を計画期間として、第12次千葉県交通安全計画を作成しました。

県計画に基づき、流山市でも、同じく令和8年度から12年度を計画期間とし、第12次流山市交通安全計画を作成します。

引き続き、実効性の高い交通安全対策を維持するために、地域会議の調査及び審議を求めたく、諮問いたします。

令和8年4月30日、流山市長井崎義治。

(荒木会長)

○荒木健一

諮問内容について調査審議してまいります。

なお、本日の質疑応答は事務局から議題3、4の説明が終わってから、一括して受け付けることといたします。

では、議題3、第11次流山市交通安全計画の概要について、事務局より説明を願います。

(事務局)

まず、今後のスケジュールについて、簡単に御説明させていただきます。

会議は全部で4回を予定しております。

今回、第1回目の会議は、流山市の第11次計画と千葉県の第12次計画を簡単に御紹介させていただき、計画内容に係る質疑応答の時間を設けます。

第2回目の会議は、事務局において作成する第12次流山市交通安全計画の素案について審議していただきたいと思いますと考えております。

10月頃に実施する第3回目の会議は、第2回で審議していただいた結果と、パブリックコメントの結果を受けて修正した案を再び審議していただき、12月頃に実施する第4回の会議で市長に対して答申頂く予定でございます。

それでは、議題(3)の第11次流山市交通安全計画の概要です。

まず、1ページをご覧ください。

第1章 総論として、中段3にあるように、第11次計画の基本理念は、つくばエクスプレス沿線の開発による人口増加や、新たな道路網が整備されている、本市の特性に応じた交通安全施策を推進し、交通事故をなくすことでした。

4の計画の重点項目としては、令和2年度までの第10次計画から引き続き、高齢者と子どもの安全対策の強化や自転車の安全利用対策の強化を挙げるとともに、近年社会問題となっている悪質・危険運転者対策の強化を新たに加えたものでした。

次に9ページをご覧ください。

第2章の道路交通安全の安全について、第11次では、令和7年の交通事故死亡者数をゼロとし、交通事故発生件数を300件以下とする具体的な数値目標を設定しました。また、第11次からは、より命に関わる優先度の高い指標として、従来の負傷者数に代わり、重傷者数を目標値として、30人以下と設定しました。

10ページをご覧ください。

計画では、交通安全対策を推進するにあたり8つの視点を重視しました。具体的には、高齢者の安全確保、子どもの安全確保、障害者の安全確保、自転車の安全確保、歩行者の安全確保、幹線道路における安全確保、生活道路における安全確保、地域でつくる交通安全の8つの視点を設定し、各対策を進める、としました。

15ページをご覧ください。

8つの視点に基づき、交通事故をなくすための具体的施策の方針として、5つの柱を定め、各種対策を実施、促進する、としました。

それぞれについて、簡単にご説明いたします。

第1の柱は、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚です。

市民が交通ルールを遵守し、自身の問題として考え行動できるよう、必要な情報を発信し、交通安全団体の活動を支援する、としました。

具体的には、16ページの下の方、(2)の(ア)にあるように、高齢運転者の免許自主返納の啓発や、17ページの(3)、飲酒運転根絶に向けた環境づくり、19ページ下段の(ウ)、自転車損害賠償保険への加入促進、さらに23ページ中段(エ)、参加体験型の交通安全教育であるスケアード・ストレイトなどの推進に取り組む、としました。

25ページをご覧ください。

第2の柱は、道路交通環境の整備です。

人優先の考えのもと、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、道路交通環境の整備を行ってきました。具体的には、通学路や生活道路の安全対策を中心に、学校や警察など関係機関と合同で現地診断を実施するとともに、市民から寄せられる情報や職員による道路パトロールを活用し、危険箇所の解消や交通安全施設の整備を進める、としました。また、26ページの最下段のウ、生活道路における安全対策として、30キロ以上のスピードを出しにくくする物理的な安全施設を組み合わせたゾーン30プラスなどの速度抑制対策や、28ページ上段のカ、自転車ネットワーク計画に基づく通行空間の整備を行う、としました。さらに公共交通機関の利用促進や大規模開発事業における安全対策の指導、違法駐車や放置自転車への対応なども実施する、としました。

31ページをご覧ください。

第3の柱は、救助・救急体制の整備です。

交通事故が発生した際には、負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめることが重要です。そのため、道路上の交通事故に即応できるよう、関係機関と緊密な連携を確保する、としました。

救助・救急体制の整備に加え、大規模事故発生時における広域応援体制の整備、市民へのAEDを含めた応急手当の普及啓発活動なども推進する、としました。

33ページをご覧ください。

第4の柱は、被害者支援の推進です。

交通事故の被害者やそのご家族を支援するため、交通遺児手当の支給や交通事故相談の機会の提供を行う、としました。また、千葉縣市町村交通災害共済への加入促進を行うとともに、本市では引き続き、幼稚園・保育園児に対する一部助成や、小学校・中学校の全児童・生徒に対する加入金全額助成を実施する、としました。

34ページをご覧ください。

第5の柱は、交通事故の調査・分析です。

交通事故が多発している箇所や発生が懸念される箇所については、警察や学校など関係機関・団体と共同で現地診断を実施し、発生原因の分析と対策の検討・実施を行いました。また、死亡事故が発生した場合には、同種の事故の再発防止を図るため、緊急的に現地診断を行う、としました。

以上が、第2章道路交通の安全です。

35ページをご覧ください。

最後に第3章鉄道交通の安全についてです。鉄道事故をなくし市民の安全を確保するため、鉄道交通環境の整備、36ページの鉄道交通の安全に関する知識の普及、救助・救急活動の充実の3つについて、流鉄株式会社、東武鉄道株式会社と連携し、鉄道交通の安全に向けた対策の実施を推進する、としました。

以上が、第11次流山市交通安全計画の概要でした。

(荒木会長)

ありがとうございました。

続きまして、第4の、第12次千葉県交通安全計画の概要と変更点について、お願いします。

(事務局)

続けて、議題(4)の第12次千葉県交通安全計画の概要について、資料2でご紹介します。

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間としており、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切道における交通の安全の3編で構成されています。

5ページを御覧ください。

第1編 道路交通の安全について御説明いたします。

千葉県内の交通事故の状況は、発生件数、重傷者数ともに、近年は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しており、死者数についても、ほぼ横ばいで推移しています。

また、全国的に見ても依然としてワースト上位に位置しており、交通事故のない社会を目指して、死者数の一層の減少とともに、事故そのものの減少に向けて積極的に取り組む必要があるとしています。

8ページを御覧ください。

本計画の期間終了年度である令和12年度までに、24時間死者数を年間110人以下、重傷者数を年間1,300人以下とする目標値を設定しています。第11次と同じ目標設定値です。

なお、24時間死者数とは、交通事故の発生から24時間以内に死亡が確認された方の数を指し、交通事故が直接の原因で死亡したと判断された人数をいいます。

10ページを御覧ください。

この計画では、千葉県の特性や社会情勢の変化等を踏まえ、特に悪質・危険な運転者対策の強化、11ページの高齢者の交通安全対策の強化、12ページの自転車の安全利用対策の強化の3点を重点項目に据えています。

28ページを御覧ください。

ここでは、9つの柱を定め、交通安全施策を推進するとしています。

第1の柱 県民一人一人の交通安全意識の高揚です。

県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するため、交通安全推進隊などの活動への自発的な参加を支援する取組を推進するとしています。

また、具体的には、例えば39ページの中段(5)、幼児から成人に至るまで、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、42ページ中段⑥、電動車椅子利用者や障害のある人、⑦外国人に対する教育など、きめ細やかな対策にも配慮するとしています。

44ページを御覧ください。

第2の柱 飲酒運転の根絶です。

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例や千葉県飲酒運転根絶計画に基づき、家庭、職場、地域等において、飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという環境づくりを推進するとしています。

具体的には、例えばハンドルキーパー運動の推進、45ページ②、事業者に対する飲酒運転根絶宣言事業所制度への登録促進や、さらには46ページ(3)②飲酒運転による被害者等への支援の充実を図るとしています。また、47ページ下段(5)公職にある者の飲酒運転の根絶として職員研修において、飲酒運転根絶に係る研修を実施し、意識の向上を図るとしています。

48ページを御覧ください。

第3の柱 安全運転の確保です。

49ページの中段⑤、特に高齢者については、認知機能検査や運転技能検査の適正な運用、50ページのク、安全運転サポート車の普及促進、ケ、運転免許の自主返納に対する支援措置の拡充を図るとしています。

さらには、51ページの上段⑥、外国人運転者など、これから免許を取得・更新する者への教育の充実を図るとしています。

また、52ページ(4)自動車運送事業者等における安全運転管理の推進や、54ページ(6)交通労働災害の防止に向けた取組も進めるとしています。

56ページを御覧ください。

第4の柱 道路交通環境の整備です。

人優先の考えの下、通学路における合同点検の実施や、生活道路における歩道のバリアフリー化、先ほど資料1で説明したゾーン 30 プラス等の整備を推進するとしています。

さらに、57ページ(2)①、事故危険区間について、事故要因に即した効果の高い対策を実施する事故ゼロプランの推進や、ETC2.0 などの高度道路交通システムを活用した、安全で快適な道路交通環境の実現を図るとしています。

67ページを御覧ください。

第5の柱 車両の安全性の確保です。

先進安全技術の円滑な導入に向け、自動運転車や安全運転サポート車の普及促進を図るとともに、その機能の限界や使用上の注意点について正しい理解を促すとしています。

また、自動車の安全性に関する車種別比較情報の提供や、68ページの(4)自動車の検査及び点検整備の充実、不正改造車の排除等を通じて、安全な自動車の普及を促進するとしています。

70ページを御覧ください。

第6の柱 道路交通秩序の維持です。

飲酒運転や著しい速度超過など、悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた効果的な交通指導取締りを推進するとしています。

また、71ページの②、ドライブレコーダーや防犯カメラの映像など各種機器を活用した科学的な解析による緻密な交通事故事件捜査や、地域と連携した暴走族等対策の推進を図るとしています。

73ページを御覧ください。

第7の柱 救助・救急活動の充実です。

交通事故による負傷者の救命と被害軽減のため、救急医療機関、消防機関等による緊密な連携・協力を確保し、75ページ中段④、ドクターヘリの活用推進や救命救急センター等の整備を図るとしています。

また、事故現場からの緊急自動通報システムの導入支援や、現場に居合わせた発見者や同伴者による応急手当の普及啓発活動を推進し、救助・救急体制の充実を図るとしています。

77ページを御覧ください。

第8の柱 被害者等支援の充実と推進です。

交通事故被害者等の心情に配慮し、交通事故相談所における心の相談員の配置によるきめ細かな相談業務や、心のケア対策を実施するとしています。

また、重大な事件の被害者等に対する被害者連絡制度による情報提供の充実や、交通遺児の育成援助、78ページ下段(3)損害賠償の請求についての援助等を図るとしています。

79ページを御覧ください。

第9の柱 交通事故調査・分析の充実です。

交通事故多発箇所について、警察や道路管理者などで行う共同現地診断や、重大事故発生時の緊急現地診断を実施するとしています。

加えて、各種データを基に地理情報システムを活用するなど、データ解析等による統計分析の高度化を図るとともに、有識者等による交通事故調査委員会での調査・分析結果を、効果的な交通安全対策に反映させるとしています。

以上が、第1編 道路交通の安全です。

先ほど追加でお配りしました資料2-②の83ページを御覧ください。

続きまして、第2編 鉄道交通の安全についてです。

千葉県内における鉄道事故は、近年30件前後で推移していますが、長期的には増加傾向となっています。

直近の令和6年度では32件となっており、このうち人身傷害事故は20件で、全体の約6割を占めています。

85ページを御覧ください。

鉄道交通の安全における目標としては、乗客の死者数ゼロ、及び運転事故全体の死者数の減少を目指すとしています。

86ページを御覧ください。

鉄道交通の安全対策として、5つの柱を掲げています。

第1の柱 鉄道交通環境の整備です。

ホームからの転落を防止するため、ホームドアの整備を推進するとしています。

また、鉄道車内への防犯カメラの設置等による安全対策の推進を図るとしています。

87ページを御覧ください。

第2の柱 鉄道交通の安全に関する知識の普及です。

鉄道利用者に対し、ホーム上での歩きスマホによる危険性の周知や、酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うほか、プラットホーム事故ゼロ運動等において広報活動を積極的に実施し、鉄道の安全に関する正しい知識の普及を図るとしています。

第3の柱 鉄道の安全な運行の確保です。

重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等の実施、88ページ(3)、安全上のトラブル情報の共有・活用、気象情報等の充実を図るとしています。

89ページを御覧ください。

第4の柱 救助・救急活動の充実です。

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、防災訓練の充実や、鉄道事業者と消防機関等との連携・協力体制の強化を推進するとしています。

第5の柱 被害者支援の推進です。

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、関係者からの助言を踏まえ、外部の関係機関とのネットワークの構築や、公共交通事業者による被害者等支援計画の作成促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めるとしています。

以上が、第2編 鉄道交通の安全です。

93ページを御覧ください。

最後に、第3編 踏切道における交通の安全について簡単に御説明いたします。

県内の踏切事故は、長期的には減少傾向にあるものの、令和6年の発生件数は217件、死傷者数は140人となっています。

94ページを御覧ください。

踏切道における交通の安全の目標としては、令和8年度から令和12年度までにおける平均踏切事故件数を、令和3年度から令和7年度までにおける平均踏切事故件数と比較して減少させることを目指すとしています。

96ページを御覧ください。

踏切道における交通の安全対策として、4つの柱を掲げています。

第1の柱は、踏切道の立体交差化、構造の改良の促進及びバリアフリー化の促進です。

第2の柱は踏切道の統廃合の促進です。

第3の柱は踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施です。

AI カメラ等の新たな技術を活用した対策を検討し踏切事故の減少に資する設備の整備を推進するとしています。

第4の柱 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置です。

緊急に対策の必要性が認められる箇所については、踏切安全通行カルテを作成・公表し、透明性を確保しながら、各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進するとしています。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、車両等の踏切における一時不停止や、遮断踏切への立入り等、踏切通過時の違反行為に対する指導取締りを推進するとしています。

以上が、第3編 踏切道における交通の安全です。

ただいま、県の第12次計画についてご紹介いたしましたが、まとめる意味で、A3版の資料3、千葉県が作成しました計画(案)の概要資料を用い、千葉県の第11次から第12次への変更点を簡単にご紹介いたします。

資料の見方として、オレンジの文字の部分が変更点になっています。

資料下段左側 今後の道路交通安全対策の方向をご覧ください。

第11次計画では6つの視点でしたが、第12次計画では、国の第12次交通安全基本計画を踏まえ、10の視点へと拡充されています。

具体的には、まず、第11次計画における高齢者・子供の安全確保としてまとまっていたものを、高齢者と子供に分離のうえ、少し具体的な表現に改め、高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策、こどもの安全確保のための環境整備の2つの視点に分けられています。

また、第11次計画の歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上について、同じく分離し、少し具体的な表現に改め、歩行者の安全確保のための意識変容、自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備の2つの視点に分けられています。

加えて、新しい視点として2つ、

1つ目は、外国人が本県において安全に運転できるよう、日本の交通ルールやマナーの理解を徹底する取組を強化する必要があることから、

第5の視点として外国人の交通安全対策の推進が追加されています。

さらに、2つ目は特定小型原動機付自転車については、基本的な交通ルールの周知徹底や交通安全教育の推進を図る必要があることから、第6の視点として特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進が追加されています。

視点については以上です。

資料右側をご覧ください。

道路交通安全の施策については、第11次計画の8つの柱から、第12次計画では9つの柱へと拡充されています。

拡充されたのは 2 飲酒運転の根絶です。

先ほど資料2でご説明しましたが、飲酒運転を許さない環境づくりが重要であることから新たな施策の柱として新設されています。

以上が、道路交通安全の施策の主な変更点です。

鉄道交通安全の施策(5つの柱)には大きな変更点はないため、資料、右下の踏切道における交通安全の施策(4つの柱)をご覧ください。

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及びバリアフリー化の促進において、高齢者等が安全かつ円滑に通行できるようにするため、バリアフリー化の促進が新たに追加されています。

以上が、第11次千葉県交通安全計画と、第12次千葉県交通安全計画の変更点の簡単なご紹介となります。

この千葉県計画の変更を踏まえ、今後、流山市の第11次計画を更新する形で、我々事務局で第12次計画の素案を作成し、次回の会議でお示ししたいと考えています。

素案の作成は、千葉県の第12計画に基づき作成することが法律に定められているため、基本的な考えかたや内容は本日ご紹介させていただいた千葉県の第12次計画と変わりませんが、事故件数等、流山市の数値へ変更することや、不要な内容を削除する作業が中心になります。

適正な素案作成に努めてまいりますので、次回の会議におきましてご審議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

議案の説明は以上になります。

(荒木会長)

ありがとうございます。

ただいま、事務局から議題の 3、4 について、御説明頂きました。

委員の皆様の御質問や御意見をお伺いしたいと存じます。

ありましたら、挙手をお願いいたします。

(福山委員)

この色つきの資料なんですけれど、このグラフの説明が読めないんです。小さくて。老眼鏡かけて拡大鏡も持ってきたんですけど、やっぱり一番小さい字が読み取れなくて。もうちょっと大きくしてほしいです。

(事務局)

見やすいように拡大したものをお持ちいたします。

(荒木会長)

他にはどうでしょうか。

(藤原委員)

この資料の 9 ページに、令和 7 年の目標として発生件数など数字が書かれていますが、実際のところはどうかでしょう。

(事務局)

令和 7 年は 300 件以下を目標としておりましたが、実際は 310 件となりました。目標には少し届きませんでしたが、令和 6 年の 370 件に比べると減少しています。引き続き関係各所と連携し、各種交通安全対策を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(石坂委員)

私が民生委員をやっている中で、子どもの通学や下校時の見守り活動をしているのですが、見守りを担当する方々の年齢層が高くなっており、各地区で見守りが十分にできない状態になっています。今後、流山市としてこの状態をどう維持していくのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

方向性という話ですが、今回の計画の策定というところで他の部署にも関係が及ぶため、その見守りの方向性をずばりお答えすることができませんが、今後順次作成する計画の中でも、皆さんに参加していただきやすいよう、いただいた意見を踏まえて表現方法を考慮し、作成に努めてまいります。

(荒木会長)

他にございますか。

(石坂委員)

今年から自転車の法律が非常に厳しくなりましたが、これに関して、小中学生への教育はどういう計画で行われているのでしょうか、市として、あるいは警察としても。

(新谷委員)

流山警察署交通課長の新谷です。

4 月に道交法が改正されましたが、高校生の交通事故が特に多かったため、改正前の 1 月に市内の高校生を対象に自転車に絞った安全教育を実施しました。

新年度になって高校からも安全教育の要望があり、実施しています。さらに 4 月以降は、主に小学校を対象として安全教育関係団体と協力し、安全教育を実施中です。

中学校に関しても、自転車通学をしている学校から申し込みがあり、可能であれば市内全中学校に対しても実施したいと努力しています。以上です。

(荒木会長)

どうぞ。

(吉田委員)

教育長の吉田です。警察にも協力いただき、各校で教育を行っています。夏休みには希望者対象で、ロータリークラブや市内協力企業の協力を得て教習場での教育も行っています。

ただ、交通安全が子どもたちに十分に浸透していない部分もあり、特に踏切事故などには学校現場で留意し指導しています。関係機関の協力を得ながら、引き続き取り組んでまいります。

(事務局)

交通安全対策係では、毎月 15 日を「自転車交通安全の日」として、大きな駅を中心に回り、法改正についての注意喚起を積極的に行っています。

(福山委員)

自転車のルールは厳しくなり、小中学校では教育が盛んに行われています。うちの孫も小中学生ですが、しっかり教育を受け、遵守しています。

しかし、漏れているのは高齢者です。自動車運転などで勉強していない人が多く、免許を持たない方も含めて危険です。どこでこの人たちが勉強するのか、機会がなく危険だと感じます。

(事務局)

お申し込みいただければ、自治会の集まりなどで高齢者向けの交通安全教室を開けますので、ぜひご活用ください。

(石坂委員)

いきいきサロンで警察署の方に来ていただき、高齢者に交通ルールやマナーの講義を行っています。ただ一部ですので、広めていけば教育につながると思います。

(山川委員)

市の第 11 次計画で、交通事故が多発する箇所について警察等と共同で現地診断を行うと説明がありましたが、実際に何か所で行い、どのような対策を取ったのか教えてください。

(事務局)

事故多発箇所の現地診断は、令和 3 年から令和 7 年までの計画期間中に 5 か所実施しました。

例として、国道 6 号線前ヶ崎付近で市道から国道 6 号線に出る右折箇所があります。事故が多発していたため、県警本部の方にも来ていただき現地診断を行い、国道のセンターラインにガードパイプを設置し、右折禁止の交差点にしました。

(荒木会長)

他にご意見はございますか。

(吉田委員)

第 11 次交通安全計画の中で、自転車事故が市内でも発生しています。小中学校ではヘルメットは必須ですが、未就学児や高校生、保護者世代、高齢者への普及はどのように進めてきたのか、具体的な取組を教えてください。

(事務局)

小中学校ではスタントマンによる「スケアード・ストレート」などを実施しています。

ヘルメット着用の普及については、「ヘルメットをかぶる習慣が命を守る」というキャッチフレーズとともに、自転車事故で約 6 割が頭部致命傷であることを大々的にアピールするポスターを、公共施設、幼稚園、保育園、スーパーマーケットなどで掲示・配布しています。

(荒木会長)

質問です。他市ではヘルメット購入希望者に補助金を出しているところもありますが、流山市ではどうでしょうか。

(事務局)

現状、着用率向上と助成金が直接結びついておらず、明確な方針はまだ出せません。今後アンケートなどを行い、判断して方向性を出していきたいと考えています。

(荒木会長)

ぜひ促進する方向で。

あと、県庁近くで自転車通勤している職員がヘルメットを着用するように指導されているが徹底されていない場合もあるそうです。市職員は義務でしょうか。

(事務局)

法律上は努力義務ですが、駐輪場に「頭部致命傷 6 割、ヘルメットをかぶりましょう」と掲示し、自主的啓発を促しています。

(荒木会長)

他にございますか。

(洞下委員)

南流山駅入口のスクランブル交差点で、安全協会として土日を除く毎日 2 人が立つようにしています。9割以上の方は降りて渡ってくれますが、外国人の方は言葉が通じないことがあります。今後、英語表記の表示もあれば良いのではと思います。

(事務局)

千葉県第 12 次計画でも外国人への対応が視点として加わっています。ご意見を踏まえ、流山市でも啓発してまいります。

(荒木会長)

他にご意見はございますか。

それでは意見も出尽くしたと思いますので、議題 5 のその他について、事務局からございますか。

(事務局)

本日はありがとうございました。

これらの意見を踏まえ、第 2 回流山市交通安全対策会議におきまして、先ほど説明して説明いたしましたとおり、第 12 次流山市交通安全計画の素案を提案させていただきたいと考えております。

なお、第 2 回会議につきましては、6 月 22 日月曜日の 14 時から、流山市上下水道局 3 階大会議室にて開催を予定しております。

後日、第 2 回会議の開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(荒木会長)

はい、ありがとうございました。

それではこれをもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

また、今後もよろしくお願いいたします。